

はんだシティマラソン2017の協賛企業などを募集します

大会名を半田市民マラソンからリニューアルしたはんだシティマラソン2017を11月5日(日)に開催します。
大会の趣旨を理解し、大会を応援していただける企業などを募集します。

協賛内容

◇企業・団体協賛

- ・現金
1万円・5万円・10万円以上の3種類になります。
- ・物品
6万円以上

■申込み・問い合わせ

企業・団体協賛は5月1日(月)までに、申込書に必要事項を記入のうえ、FAXまたはEメールではんだシティマラソン実行委員会(スポーツ課内)へ
☎②1184 ④0488
Eメール sports@city.handa.lg.jp
※申込書は、市ホームページ、スポーツ課にあります。

協賛による特典の例

- ◇ホームページ、パンフレットなどへの企業・団体名の掲載
 - ◇大会会場へのバナー(横断幕)などを掲示
 - ◇チラシ・クーポンの封入・設置
- ※特典は3種類のコースから選択できます。詳しくはお問い合わせください。
※協賛金額によって、受けられる特典が異なります。



券名	障がい者タクシー料金助成利用券	高齢者タクシー料金助成利用券
対象	◇身体障がい者手帳1級・2級の方 ◇療育手帳A判定の方 ◇精神障がい者保健福祉手帳1級の方 「タクシー料金助成利用券」と「バス特別乗車証」(*)との併用はできません。	65歳以上の方で、介助なしでは外出することが困難な市民税非課税世帯の高齢者の方(一定の基準に該当する必要があります)
	本人または生計を一にしている方が所有する自動車の自動車税減免の適用を受けている方やこれから受けられる方は対象になりません。ただし、障がい者タクシーについては、医療的ケアを要する方は除きます(申請時に医師の意見書等が必要)。	
助成内容	市指定のタクシー会社を利用した場合に基本料金の一部を助成します。年間24回分の利用券を交付します。	
	身体障がい者手帳1級・2級の方で、市民税非課税世帯の方は24回利用後に24回分の利用券を追加交付します。	介護保険の要介護認定4・5の方で、市民税非課税世帯の方は24回利用後に24回分の利用券を追加交付します。
申請方法	各種障がい者手帳と印鑑をお持ちのうえ、 地域福祉課 で申請してください ☎84-0641	各種障がい者手帳(お持ちの方のみ)と印鑑をお持ちのうえ、 高齢介護課 で申請してください。 ☎84-0644

障がい者バス特別乗車証からの切り替えについて(*)

バス特別乗車証を利用している方で、障がい者タクシー料金助成利用券に切り替えを希望される方(上記のタクシー料金助成券の対象者に該当する方のみ)は、3月31日(金)までに地域福祉課で申請してください。

※年度途中での切り替えはできませんので、ご注意ください。

「障がい者タクシー料金助成利用券」と「高齢者タクシー料金助成利用券」の交付について
平成29年度の各タクシー料金助成利用券の申請を、3月23日(木)から受け付けます。交付を希望される方は、担当課で手続きをしてください。
なお、平成28年度の利用券は、平成29年3月31日(金)までの利用となります。